

平成22年8月24日

行政透明化検討チームとりまとめ

行政透明化検討チームは、行政の透明性のあり方を検討し、国情報公開制度のあり方について抜本的な見直しを図るため、6回の会合及びワーキング・グループを開催し、議論を行った。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼性を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要であるとの考え方に基づき、オープンガバメントの実現に向けて、さらなる情報の公開が国民に保障される制度が導入されるよう、以下のとおりとりまとめる。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条）

法律の目的において、「説明責務」の視点を維持しつつ、「国民の知る権利」の保障の観点を明示する。

加えて、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法が、行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資するものである趣旨を盛り込む。

国民が行政文書及び法人文書の開示を請求する権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であることにかんがみ、当該権利が憲法上の権利である「国民の知る権利」を具体化するものであることを、法目的に明示する。なお、現行法上、目的規定に記載されている政府の「説明責務」の観点は、これを維持する。

また、政府に対する、主権者たる国民による民主的支配は、行政上の意思決定の内容と過程が国民にとって明らかであること、すなわち行政運営の透明性が確保されることによって得られるものであり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法は、かかる行政運営の透明性を向上させるうえで、極めて重要な制度である。国民は、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を通じて行政運営過程を監視し、民主政治の過程を通じてこれに参加することができる。

そこで、このような情報公開法の意義を明らかにするため、行政機関情報公開法

及び独立行政法人等情報公開法が行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資する制度である趣旨を目的規定に盛り込む。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようとする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名を、また、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、各会議の性質等に応じ、公務員等の氏名に準じて、それぞれ原則として開示する。

なお、政府は、同規定をいわゆるプライバシー型に変更することの可否について、引き続き検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、適切な司法審査を可能とするため、例えば、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」とあるのを、「十分な理由」に厳格化する、などの改正を行う。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、「不当に国

民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」を不開示情報とする旨の文言を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号ハは、公務員等に関する一定の情報につき、その「職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のみを開示対象としており、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等は、法文上明確には開示対象とされていない。

そこで、標記のとおりの改正を行い、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、原則として公開されることを法定し、十分な情報開示がなされるようとする。

なお、情報開示をより充実させる観点からは、そもそも行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号が採用している、個人が識別される情報を不開示とする方法（個人識別型）を改め、いわゆるプライバシー型を採用するべきとの意見もある。

そこで、今回の改正に当たっては、標記のような改正を行うにとどめつつ、プライバシー型については、消費者委員会個人情報保護専門調査会等の政府機関において、改正後の法施行状況、及び関連する法令の改正等の状況を考慮のうえ、検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第2号ロは、行政機関や独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが合理的であると認められるもの（以下、「任意提供情報」という。）を不開示とすることとしている。

しかし、公にしないとの条件に合理性が認められる情報は、それを公にすることにより当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」（同法第5条第2号イ）があるものとして、あるいは当該情報を収集した国の機関等の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）があるものとして、不開示情報に該当するものと解されている。

にもかかわらず、任意提供情報を不開示とする規定を存置することは、公にしないとの条件で任意に提供された情報が広く不開示とされるかのような誤解を招き、行政機関の長・独立行政法人等（以下、両者を合わせて「行政機関等」という。）による安易な不開示の判断を助長するおそれがある。

そこで、安易な不開示の判断を抑制し、行政機関等による情報開示を一層促進するため、任意提供情報を不開示とする規定を削除するべきである。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

行政機関情報公開法第5条第3号及び第4号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等があると「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすることとしている。このため、これらの規定により不開示とされた決定を訴訟で争う場合、これら「おそれ」の有無を直接の審理対象とすることはできず、裁判所による事後審査が過度に抑制され、あるいは開示請求者側に過重な立証上の負担が課される場合がある。

そこで、司法による適切な事後審査を可能とするため、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、例えば、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」を厳格化し、「十分な理由」に改めるなどの改正を行う。

なお、当該改正は、抽象的かつ規範的要件である「国の安全が害されるおそれ」や「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」等の解釈適用において、これまで情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）においても行われてきたように、行政機関の高度の政策的判断や専門的技術的判断を尊重した審理が、裁判所によってなされることを排除する趣旨ではないことを確認しておく。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

行政機関情報公開法第5条第5号、及び独立行政法人等情報公開法第5条第3号は、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、

公にすることにより「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」のあるものを不開示とすることとしている。

しかし、当該規定は、表現として極めて曖昧な規定であり、行政機関等による恣意的な解釈を生じさせる余地があるとの指摘がなされている。

他方で、公にすることにより、国民の間に重大な混乱を生じさせるおそれがある情報は、国の機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）にも該当することから、標記の改正を行っても、特段の支障は生じない。

そこで、標記のとおり改正を行うべきである。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第6条第1項は、開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、不開示情報が記録されてい部分を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関等に部分開示を義務付け、さらに、当該部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないこととしている。

そして、当該規定の解釈として、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、それが「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成しており、当該一体としての情報には不開示情報が含まれていることを理由に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定するという解釈論（いわゆる「情報単位論」（独立一体説））が主張されることがある。

しかし、国民の知る権利を保障する法の目的に従えば、不開示情報の範囲は可能な限り限定されるべきであり、情報単位論はこのような法目的に反するものである。

そこで、当該規定を標記のとおり改正することにより、行政文書・法人文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするために、手続面での改正を行う。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正等を行う。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなければならない。

2 内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長は、開示決定等に対する不服申立てがあった場合において、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した事案について、情報公開・個人情報保護審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議して、その同意を得なければならない。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、行政機関情報公開法第7条に定める裁量的開示その他の必要な措置をとるよう求めることができる。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から、行政機関の休日（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日をいう。以下同じ。）を除き14日以内にしなければならない。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

- (1) 開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書・法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができる。
- (2) 開示決定等の期限の特例が適用された場合において、行政機関の長・独立行政法人等が、開示請求に係る行政文書・法人文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときも、(1)と同様とする。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

- (1) 開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。
- (2) (1)の開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施すること

に伴い、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。

1 不開示決定の通知内容(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)

不開示決定の理由の提示が求められる理由は、不開示理由の有無について行政機関等の慎重さと公正妥当性を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあるとされる。さらに、決定の理由が公にされることは、行政の透明性を向上させる行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の目的にも資するものである。

しかし、法の実際の運用においては、単に行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条各号の条文を引用し「…のおそれがある情報が記録されて（含まれて）いるため」などと記載される例や、文書不存在の理由として、単に不存在の旨が記載され、物理的に存在しないのか、「行政文書」や「法人文書」の定義に該当しない等の、法の解釈適用上の不存在であるのかが判然としない例が見受けられ、必ずしも上記の趣旨を踏まえた運用が遵守されていない。

そこで、標記のとおり改正を行うことにより、上記の趣旨を踏まえた、適切な運用が行われるようにする。

2 内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示がほとんど機能していない一方で、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開示することが期待される局面は増えている。

そこで、内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、内閣府の長たる内閣総理大臣が、不開示決定に対する同意権を背景に、行政機関の長に対して行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置をとるように求めることとする。

なお、内閣総理大臣との協議・同意は、制度の安定的運用を確保する観点から、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長が、審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときに必要とすることとする。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

現行法上、開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければなら

ないものとされているが、より迅速な開示決定を行わせるため、標記のとおり、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならないものと改正する。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第10条第1項及び同第2項の定める開示決定期限及び同法第11条第2号に定める期限が遵守されない場合に、開示請求者において不開示決定があったものとみなして、不服申立てや訴訟提起により、開示義務の有無を明らかにする手段を確保するため、上記4（1）に記載する内容の条項を新設する。この場合、開示請求者がみなし不開示を選択した時点が起算点となって、不服申立期間や出訴期間が進行することとなる。

また、開示期限の特例規定には明確な期限が設けられていないことから、当該特例規定が適用される場合にも、手続の迅速性を確保する何らかの手立てが必要である。もっとも、開示請求者が、長期間を要してでも、行政機関等側においてすべての文書について適正に開示不開示の判断をして欲しいと望む場合もあると考えられ、特例延長の最終期限を一律に法定化することは適当ではない。そこで、上記4（2）のとおり、開示決定等の期限の特例が適用されたときは、行政機関等が、開示請求に係る文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときは、開示請求者において不開示決定があったものとみなすことができることとする。この場合、行政機関等から開示請求者に対して事務進捗状況が通知され、開示請求者によるみなし不開示の適用を判断する材料が提供される。当該一定の期限は、手続の迅速化を図る本改正の趣旨、及び近年における行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の運用実態を踏まえて定めることとする。

なお、現行法の運用上、当該特例規定の適用要件である「開示請求に係る行政文書が著しく大量」か否かにつき、解釈上、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」とされており、行政機関等においては、大量開示請求に対応する体制の整備をすることなく、事務体制や繁忙等をも理由として当該特例規定を適用することまで正当化されている。そこで、当該特例規定の解釈上、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、限定する。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、

開示請求に係る手数料を原則として廃止し、開示の実施に係る手数料を引き下げる。実施手数料の引下げは、「実費の範囲内」とされる行政機関情報公開法第16条第2項及び独立行政法人等情報公開法第17条第2項の趣旨（法制定時の衆議院内閣委員会と参議院総務委員会の附帯決議参照）を踏まえて、再検討を行うべきである。特に、この場合には、市中のコピー料金の低額化や行政文書の電子化に即応する必要がある。後者は、電子情報の閲覧謄写にあたり、画像の1頁ごとのコスト計算をしないということを含む。また、開示の実施に係る手数料について、現行の経済的困難による減免の他に、学術的利用、報道機関の代表による利用、非商業目的の調査研究、及びこれらに準ずる場合にもその適用を拡大する。

他方で、近年増加している商業的開示請求に対応する観点や、開示請求に対応する業務・コストが全国民の負担に帰結するものであることから、行政機関等における無駄な業務・コストを防止する観点も重要である。

そこで、開示請求手数料の廃止に対する例外として、商業的開示請求に対しては、探索・審査等のコストを含めた開示請求に係る手数料を徴収することとする。

また、開示実施手数料の徴収に関して、開示決定された開示請求者が一定の期間までに開示の実施方法等を申し出る書面を提出しない場合に、開示に係る実施手数料を徴収するとともに、大量請求として特例延長規定を適用する場合に、一定の実施手数料を予納することとする。第6による情報提供の拡充もまた、業務・コストの削減に資するものである。

なお、開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施することに伴い適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を法に明記し、手数料の廃止・引下げを実施した結果、濫用的な開示請求が生じるときには、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を所管する府省において、他の省庁と協議し、ガイドラインを作成し、適正な運用を進めることにより対処することとする。

第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった日から、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問がなされるまでの一定の期限を設け、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。

なお、政府は、情報公開・個人情報保護審査会を裁決機関とするとの可否につき、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度を含む行政救済システムの全体像の見直しと同時に、引き続き検討する。

開示請求者の不服申立てを受けても行政機関等が諮問を遅らせるという事例が

多く存在することから、不服申立てがなされてから、審査会への諮問がなされるまでの期限を定め、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。当該期限等を定めるに当たっては、行政機関等における処理の実態等を踏まえつつ、不服申立ての迅速処理に関する拘束性を高めるため、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）の内容を踏まえることとする。

審査会を裁決機関とするか否かは、将来的に行政救済システムのあり方全般を考えるうえで引き続き検討すべき課題である。すなわち、審査会の裁決機関化に向けた検討を、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度の本格的改正論と軌を一にするかたちで、政府として開始すべきである。検討にあたっては、審査会の審議をより有効なものとするため、審査会に文書不存在等を調査する実施調査権を付与する規定を設けること、審議の結果を活かす観点から、審査会に建議の権限を付与すること、さらに、審査会の答申が十分に尊重されるよう、答申の尊重義務を明文化し、審査会の判断に従わない場合には、十分な理由を付して、その旨を公表することの検討も含まれる。

なお、審査会の運用にあたっては、不服申立人の権利利益を十分に保護するため、不服申立人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を十分に与えることとする。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカーメラ審理」（下記3）を導入する。制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにする。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。訴訟の移送の特例規定（行政機関情報公開法第21条、独立行政法人等情報公開法第21条）は、この場合にも適用される。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができる。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、申立てがあった場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、当事者（当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等を除く。）の同意を得た上で、決定により、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができる。この場合には、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができない。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではない。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政事件訴訟法第12条第4項は、「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」にも訴訟を提起できるものとしている。しかし、たとえば沖縄県在住者の場合など、当該条項による訴訟管轄の特例を適用してもなお、土地管轄に起因する、訴訟提起に関して国民に課される負担は依然として無視できないものとなっている。そこで、標記のとおり行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を改正し、情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることとする。

なお、訴訟経済上の観点から、この場合においても訴訟の移送の特例の規定を適用することができることとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟遂行上の便宜、及び後述のインカメラ審理を行う場合の訴訟当事者の手続保障の観点から、開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める制度を情報公開訴訟手続に導入する。

ヴォーン・インデックスは、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、裁判所の選択により作成・提出を求めることができるほか、後述のインカメラ審理を行う場合には、裁判所は、その作成・提出を求めなければならない。なお、制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟の対象となる文書につき、不開示情報の記録の有無や、開示不開示の判断の適法性、部分開示の適法性、存否応答拒否の適法性、行政文書ないし法人文書該当性の有無等が争点となる場合、裁判所が、実際の文書を見分して審理を行うことは、公正な裁判を行う上で極めて重要である。

そこで、裁判所が、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命じ、裁判所のみがこれを見分できる手続である、いわゆるインカメラ審理の手続を、情報公開訴訟に導入する。

なお、インカメラ審理手続の詳細は、憲法82条との関係や、訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるという民事訴訟の基本原則との関係を踏まえた、専門的かつ慎重な検討を要することから、法案立案過程において調整することとする。当該手続の導入に当たっては、検証等の証拠調べ手続として定めることが想定されるが、釈明処分としての検証や、事実行為としてなされる手続も検討対象となりうる。

第6 情報の提供に関する改正（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人等情報公開法第22条関係）

開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、以下のとおり行政機関の長・独立行政法人等による情報提供制度を改正する。

（1）行政機関情報公開法において、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政

活動の現状等に関する情報等を、情報提供の対象とする。

- (2) 複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされたものは、情報提供の対象とする。
- (3) 開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

開示請求による場合に比して、国民がより簡易に行政機関等の保有する情報に接触できる方法である情報提供制度を改正し、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等、及び複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされた文書を情報提供の対象とする。行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等については、その項目を法定し、内容の詳細は、適時的な改善を可能とするべく、政令事項とする。

また、開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

第7 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充する。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人の拡大を検討する。

また、情報の提供に関する施策（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人

等情報公開法第22条)をより充実させ、法人の保有する情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を取得し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する。

1 国会関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、国会との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

2 裁判所関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、裁判所との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

独立行政法人等情報公開法の対象となる「独立行政法人等」については、全ての独立行政法人に加え、同法別表において、特殊法人、認可法人等、独立行政法人と同等にその諸活動を国民に説明する責任を負担することがふさわしい法人を対象に定めている。これを踏まえ、法人の設立法において、その理事長等を大臣等が任命することとされているもの、又は法人に対し政府が出資や資産拠出をできることとされているものの他、当該法人に対する委託業務や権限の内容等から独立行政法人等と同等にその諸活動を国民に説明する責任を負担することがふさわしい政府周辺法人（民営化された法人を含む）を含むように検討する。

独立行政法人等情報公開法第22条第1項による情報提供施策をさらに充実させて、当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人（独立行政法人等情報公開法第22条第1項第3号）その他上記の政府周辺法人についても、同種の情報をインターネットの利用等同種の方法により行うものとする。

特に、政府周辺法人については、法人の類型・属性が多種・多様であることを踏まえ、きめ細やかな情報提供・情報公表制度を拡充すべきであり、行政機関情報公開法の中に、政府周辺法人を所管する行政機関の長による情報公開制度を具体的に位置付け、政令レベルで官庁側の情報提供項目を具体的に定める。

また、現在、省庁側バランスシートが作成・公表されているが、それでは十分に

説明されていない特別会計・政府周辺法人への資金の流れ等についても、国民にとって分かり易い処理をしたうえで、情報公開制度に位置付けた情報提供をすべきであるし、さらに、政策評価（「事業仕分け」等を含む）の実施・結果・フォローアップについても、情報公開法制に乗せるかたちで公表すべきである。

第8 行政機関情報公開法等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法と密接に関連する公文書管理法とのより調和的な所管を行う観点より、また、内閣総理大臣による措置要求制度の導入を踏まえ、標記のとおり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

第9 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の2及び3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても利用できるよう検討する。

ヴォーン・インデックス、及びインカメラ審理手続の必要性は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても、同様に認められる。他方で、地方分権化の観点からは、地方公共団体の実情に配慮した制度の設計を行うことが重要である。そこで、ヴォーン・インデックス、及びインカメラ審理手続を情報公開条例に係る抗告訴訟に導入することを、慎重に検討する。

以上

